

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月14日(2021.10.14)

【公開番号】特開2020-36852(P2020-36852A)

【公開日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-010

【出願番号】特願2018-166612(P2018-166612)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月3日(2021.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立を契機として当否判定を行う当否判定手段と、
前記当否判定手段による当否判定結果を報知する報知演出中に、遊技者に対し、現在遊技
している遊技機の遊技性を表示装置の表示領域に表示される説明画像により説明する説明
演出を実行する演出実行手段と、
を備え、

前記説明演出として、

遊技性の説明に留まり、当否判定結果が当たりとなる蓋然性は示唆されない通常演出と、
遊技性の説明に加えて、当否判定結果が当たりとなる蓋然性が示唆される特別演出と、
が設定されており、

説明の対象が同じである前記通常演出と前記特別演出とは、演出の開始から途中までの
態様が同じであることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記通常演出にて表示される前記説明画像と前記特別演出にて表示される前記説明画像
とは、前記表示領域における表示位置および大きさが同じであることを特徴とする請求項
1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記表示領域における前記説明画像が占める範囲は、当該表示領域全体の半分以下であ
ることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記説明画像は、その外縁を構成する枠画像を含み、
前記枠画像の態様として、通常態様および特殊態様が設定されており、
前記枠画像が前記特殊態様である前記説明演出は、前記特別演出となることを特徴とす
る請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の遊技機。

【請求項5】

当否判定結果を示す識別図柄が変動を開始してから当否判定結果に応じた態様で停止す
るまでの報知演出を構成するものとして、当否判定結果が当たりとなる蓋然性を示唆する
特定演出が発生することがあり、

前記特定演出の説明がなされた後、当該特定演出の発生を予告する前記特別演出が発生

しうることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の遊技機。